3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

割引	債	の質	還 差 益			134, 519 ,		20, 631 34, 468, 220	10, 086, 071	158, 703, 755	134, 7 395, 309, 4	
			づく利益の 等の差益		6,	767,	013	1, 098, 963	31	3, 985	6, 771, 0	1,098,963
定期積	金の	給付補	てん金等		5,	771,	668	883, 931	-	74, 305	5, 845, 9	73 883, 931
	小		it .		213,	846,	189	32, 464, 694	10, 086, 040	158, 625, 465	382, 557, 6	32, 464, 694
) 利 子 等 特 例 分)		7,	548,	156	1, 154, 151	65, 844	8, 980, 646	16, 594, 6	1, 154, 151
公社債力	投資信	託の収	益の分配等			857,	949	131, 395	11, 364	198, 939	1, 068, 2	52 131, 395
合同運	用信	託の収	益の分配		3,	509,	649	537, 503	2, 584, 098	45, 061	6, 138, 8	99 537, 503
	その作	也勤務先習	頁金等の利子		8,	612,	863	1, 314, 645	12, 635	56, 001	8, 681, 4	99 1, 314, 645
預貯金	銀行」	以外の金融	触機関の預金		103,	931,	945	15, 707, 094	1,646,058	27, 642, 883	133, 220, 8	15, 707, 094
	銀	行	預 金		70,	976,	052	10, 800, 816	843, 427	7, 125, 045	78, 944, 5	10, 800, 816
社			債		15,	963,	168	2, 444, 759	1, 175, 045	51, 552, 210	68, 690, 4	23 2, 444, 759
公			債		2,	446,		374, 330	3,747,568	63, 024, 680	69, 218, 6	
	区	:	分	支	払	金	額 千円	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他非課税分等 支 払 金 額 千円	支 払 金	額 源泉徴収税額
						課	税	分	非課程	兑 分 等	合	計

調査対象等: この表は、平成28年2月から平成29年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「障害者等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第10条(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(障害者等の少額公債の利子の非課税)、第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)及び第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分である。
 - 2 「その他非課税分等」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)、租税特別措置法第5条(納税準備預金の利子の非課税)及び第8条(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)等に規定する非課税分のほか、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて支払われたものも含まれている。
 - 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
 - 4 「特定公社債等の利子等(源泉徴収義務特例分)」は、租税特別措置法第9条の3の2の規定による、支払の取扱者が所得の支払者に代わって 源泉徴収を行い、国に納付する特例分である。
 - 5 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12(償還差益等に係る分離課税等)及び第41条の12の2(割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例)に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

(2) 配当所得の課税状況

区分	課程	兑 分	非課税分等	合	計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の 投資口の配当等		千円 327, 996, 255	千円 853, 527, 528	千円 2,604,687,987	千円 327, 996, 255	
投資信託(公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。)及び特 定受益証券発行信託の収益の分配等		679, 365	11, 003, 683	15, 439, 655	679, 365	
源泉徴収選択口座内配当等	190, 053, 993	28, 215, 506	_	190, 053, 993	28, 215, 506	
計	1, 945, 650, 424	356, 891, 126	864, 531, 211	2, 810, 181, 635	356, 891, 126	

調査対象等: この表は、平成28年2月から平成29年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「非課税分等」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する非課税分のほか、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払われたもの、租税特別措置法第9条の8(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)及び租税特別措置法第9条の9(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)に規定する非課税分である。
 - 2 「課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源	泉	徴	収	税	額	
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 201, 535, 895				3	0, 51	千 5, 527	·円

調査対象等: 平成28年2月から平成29年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年 者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」に基づいて作成 した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

	F /\	官が	· 庁	そ 0	つ 他	合	計
	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	3, 924, 711, 667	152, 530, 175	39, 244, 519, 624	1, 431, 627, 451	43, 169, 231, 291	1, 584, 157, 626
給与所得	日雇労働者の賃金	7, 057, 182	164, 050	209, 359, 843	3, 633, 969	216, 417, 025	3, 798, 019
	計	3, 931, 768, 849	152, 694, 225	39, 453, 879, 467	1, 435, 261, 420	43, 385, 648, 316	1, 587, 955, 645
退	職 所 得	240, 923, 733	2, 160, 303	1, 353, 549, 617	38, 693, 705	1, 594, 473, 350	40, 854, 008
災害減免法	により徴収猶予したもの	_	_	_	52, 403		52, 403

調査対象等: 給与等の支払者から平成29年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成28年2月から 平成29年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明:1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関(所得税法別表第一に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策 金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び行政執行法人をいう。)を集計したものである。

- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出する こととなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書③報酬、料 金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、 いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演 料 等 の 報 酬 又 は 料 金	千円 114, 130, 069	
N.I.	弁護士、税理士等の報酬又は料金	296, 107, 928	40, 003, 121
法第	診 療 報 酬	210, 107	18, 370
2	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金	196, 712, 248	14, 464, 183
4 条	芸能等についての出演・演出等の 報 酬 又 は 料 金	28, 927, 399	3, 365, 592
該当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 金	77, 121, 562	4, 532, 783
	契 約 金 ・ 賞 金	6, 111, 848	493, 957
	小 計	719, 321, 161	75, 478, 343
法 第	203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	1, 677, 884, 582	68, 367, 224
法 第 20	7条該当(生命保険契約等に基づく年金)	1, 328, 780, 047	21, 464, 706
法 第 17	4条該当(馬主が受ける競馬の賞金等)	_	
	計	3, 725, 985, 790	165, 310, 273
災害	減免法により徴収猶予したもの	_	12, 538

調査対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成29年4月30日までに提出された「法定調書の合計表 (報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成28年2月から平成29年1月まで に提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	千円 273, 247	千円 36,715
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信 託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及 び特定受益証券発行信託の収益の分配	62, 596, 337	3, 855, 870
匿名組合契約に基づく利益の分配	100, 746	20, 561
給	33, 154, 216	3, 236, 117
退職所名	4, 193, 406	654, 453
役 務 の 報 酉	1 293, 896	40,016
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用* 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 値		4, 475, 437
著作権の使用料又はその譲渡による対値	2, 894, 772	269, 634
貸 付 金 の 利 ヨ	7, 203, 069	864, 863
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船 舶 の 貸 付 に よ る 所 律	9, 192, 877	1,005,262
機 械 等 の 使 用 *	-	-
土地等の譲渡による対値	5, 837, 872	593, 809
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 値	15, 480, 232	2, 540, 915
生命保険契約等に基づく年金	130, 583	12, 390
賞	4, 964	911
合 計	185, 432, 990	17, 606, 953

調査対象等: 平成28年2月から平成29年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所 得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。